

「登別市行政手続条例の一部改正（案）」について

【改正の背景・目的】

市長等が行う行政処分や市長等に対して行われる届出に関する手続きについて、法律に基づくものは行政手続法において定められていますが、条例等に基づくこれらのものや行政指導については、登別市行政手続条例において定められています。

○行政手続法と登別市行政手続条例の適用関係

行為の根拠 行為の区分	法 律	条例又は規則
行政処分・届出	行政手続法	
行政指導	登別市行政手続条例	

※「行政処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいいます。

※「行政指導」とは、行政機関がその任務がその任務又は所掌事務の範囲において一定の行政目的を実現するために、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

平成26年6月に、国民の権利利益の保護の充実のための手続を次のとおり整備するため、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

○行政手続法の一部改正の概要

- (1) 行政指導（地方公共団体（登別市など）の機関がするものを除く。以下同じ）に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。
- (2) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導（その根拠規定が法律に置かれているものに限る。）が当該法律に規定する要件に適合しないと考えたときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止などを求めることができるようにした。
- (3) 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにさ

れるべき行政処分又は行政指導（その根拠規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと考えたときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるようにした。

この改正を踏まえ、本市としても条例に基づく処分等を対象として規定している登別市行政手続条例の改正について検討し、次の理由により行政手続法改正と同様の改正を行うことが適当であると判断しました。

- (1) 本市が行う行政処分又は行政指導について、根拠法が異なることにより手続に差異が生じることは適切ではないこと。
- (2) 行政手続法第46条の規定において、地方公共団体は、行政手続法の規定に趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずることとされており、本市においても本件改正と同様の改正を条例において行うことは、行政手続法の改正の趣旨に鑑み必要であると判断したこと。

【条例案】

今回の行政手続法の改正により設けられた制度を、条例等に基づく処分や行政指導にも適用させるため、行政手続法と同内容の改正を、この条例において行います。

(1) 行政指導の方法について

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市長等が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨示すときは、その相手方に対して、次の事項を示さなければならないこととします。

- ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② ①の条項に規定する要件
- ③ 当該権限の行使が②の要件に適合する理由

(2) 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限ります。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと考えたときは、当該行政指導をした市長等に対し、当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができることとします。

そして、市長等は、この申出を受けたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めたときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとしました。

(3) 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためになされるべき処分（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限ります。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限ります。）がされていないと考えたときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する市長等に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとします。

そして、市長等は、この申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果により必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとししました。

【条例（案）の施行期日】

行政手続法の施行日に合わせ、平成27年4月1日とします。